

広島県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年六月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

上三永竹原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町上三永字仙女峯三五七番一地从先から 東広島市西条町上三永字竹添五四番一地从先まで	一・八〇〇 一・八〇〇 一・八〇〇	一・八〇〇 一・八〇〇 一・八〇〇	一・八〇〇 一・八〇〇 一・八〇〇	一六八・〇〇 一〇〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一五四・〇〇 メートル